

申告相談日程表

受付時間 9:00~16:00	対 象 地 区 (会 場)		
	津 山 地 域	勝北地域・加茂地域	久米地域・阿波地域
2月18日(月)	城東・城南・中央 (市役所2階大会議室)	市場・奥津川 (勝北支所保健福祉センター)	里公文・里公文上 (久米支所)
19日(火)	鶴城・城北・城西 (市役所2階大会議室)	大吉・大岩 (勝北支所保健福祉センター)	油木上・油木下・油木北 (久米支所)
20日(水)	志戸部・勝部・粉保 (市役所2階大会議室)	西中・西下 (勝北支所保健福祉センター)	八社・福田下・桑上 (久米支所)
21日(木)	紫保井・大田・沼・弥生町 (市役所2階大会議室)	新野東・西上 (勝北支所保健福祉センター)	桑下・領家 (久米支所)
22日(金)	川崎・野介代・福岡 (市役所2階大会議室)	新野山形 (勝北支所保健福祉センター)	戸脇・宮尾 (久米支所)
23日(土)			
24日(日)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
25日(月)	北園町・山北 (市役所2階大会議室)	上村・中村 (勝北支所保健福祉センター)	中北上 (久米支所)
26日(火)	総社・小原 (市役所2階大会議室)	安井・原 (勝北支所保健福祉センター)	宮部上・宮部下 (久米支所)
27日(水)	二宮・院庄 (市役所2階大会議室)	日本原・杉宮 (勝北支所保健福祉センター)	久米川南 (久米支所)
28日(木)	小田中・上河原 (市役所2階大会議室)	坂上・上野田・下野田 (勝北支所保健福祉センター)	中北下 (久米支所)
29日(金)	高倉・河辺 (市役所2階大会議室)	勝北地域全域 (勝北支所保健福祉センター)	坪井上 (久米支所)
3月1日(土)			
2日(日)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
3日(月)	佐良山・福南 (市役所2階大会議室)	物見・河井・山下・知和 (加茂支所)	坪井下 (久米支所)
4日(火)	一宮・高田 (市役所2階大会議室)	青柳・塔中・小中原 (加茂支所)	南方中 (久米支所)
5日(水)	林田・田邑 (市役所2階大会議室)	斎野谷・戸賀・黒木・倉見・宇野・原口 (加茂支所)	一色・神代 (久米支所)
6日(木)	市内全域 (市役所2階大会議室)	行重・楢井・百々・中原 (加茂支所)	久米地区全域 (久米支所)
7日(金)	市内全域 (市役所2階大会議室)	成安・公郷 (加茂支所)	市内全域 (市役所2階大会議室)
8日(土)			
9日(日)			
10日(月)	市内全域 (市役所2階大会議室)	下津川・桑原・小淵 (加茂支所)	下沢・西谷 (阿波支所)
11日(火)	市内全域 (市役所2階大会議室)	加茂地域全域 (加茂支所)	大畑 (阿波支所)
12日(水)	市内全域 (市役所2階大会議室) 神庭・成名・高野 (高野公民館)	市内全域 (市役所2階大会議室)	中土居・大高下 (阿波支所)
13日(木)	市内全域 (市役所2階大会議室) 滝尾・広野・大崎 (高野公民館)	市内全域 (市役所2階大会議室)	尾所・大杉・竹之下 (阿波支所)
14日(金)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
15日(土)			
16日(日)			
17日(月)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)

住民税（市県民税）の住宅ローン控除

税制改正により現在所得税で住宅ローン控除を受けている人は、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。次の条件すべてにあてはまる人は、専用申告書を提出することにより翌年度の住民税から控除できます。

- 平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した人
- 所得税の住宅ローン控除を受けている人で、税源移譲により所得税で控除しきれなかった額のある人

申告期限 3月17日(月)まで（市県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む）

専用申告書入手先 津山税務署または市役所課税課

提出先 所得税の確定申告書を提出する人は税務署（確定申告書に添付）。所得税の確定申告書を提出しない人（給与所得のみで、年末調整において所得税の住宅ローン減税を受けている人）は平成20年1月1日現在の住所所在地の市町村（源泉徴収票を添付）

自分で書いてお早めに！

税の申告

申告期間 2月18日(月)～3月17日(月)

昨年（平成19年1月1日～12月31日）の収入を対象とした所得税の確定申告と市県民税の申告受付が始まります。所得が、年末調整した給与、公的年金などだけの人は申告不要ですが、各種控除を受けようとする場合は申告してください。

市県民税の申告

昨年の所得に対して、平成20年度の市県民税を計算するためのものです。

- ◎営業、農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で所得税がかからない人
- ◎給与所得者（サラリーマン）で給与支払報告書（源泉徴収票）が市役所へ提出されない人
- ◎雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする人

市では本庁、高野公民館、各支所で申告相談を行います。申告日・会場は住所によって異なりますので、日程表をご確認ください。

☎課税課（市役所2階④番窓口） ☎32-2015

所得税の申告

昨年の所得に対する所得税を精算する大切な手続きです。

- ◎所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人で
 - ・商業・工業・医業・農業などを営んでいる人
 - ・地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人
- ◎給与所得者（サラリーマン）で、
 - ・給与収入が2,000万円を超える人
 - ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える人
 - ・2カ所以上から給与をもらっている人

津山税務署（田町67）
※期間中の土・日曜日は休みです
※所得税の還付申告は1月から津山税務署で受け付けています

☎津山税務署 ☎22-3147

申告の必要がある人

会場など

申告に必要なもの

- ◎印鑑
 - ◎申告書用紙（送付された人のみ）
 - ◎収入と経費が分かる資料
 - 給与所得または年金所得のある人…給与・公的年金の源泉徴収票
 - 事業所得（営業、農業）や不動産所得がある人…帳簿書類など（収入金額と必要経費が分かるもの）
 - その他所得（一時所得、雑所得など）がある人…その支払調書など
 - ◎各種所得控除を受けるための資料
 - 医療費控除…支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の明細書
 - 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
 - 雑損控除、寄附金控除…領収書または証明書
 - 障害者控除…障害者手帳などの証明書
- ※事業所得（営業、農業）がある人や医療費控除がある人は、事前に領収書などを整理・計算の上、ご来場ください。申告期間中、会場は大変混雑しますので、ご理解とご協力をお願いします